

第3章 環境の現状と課題

第3章 環境の現状と課題

1 自然環境

(1) 森林・里地里山

① 現 状

那須町は、県内でも自然環境に恵まれた地域で、その面積の多くを森林や農地が占めています。那須連山から山麓に広がる地域は日光国立公園区域に、東部の八溝山系は県立自然公園に指定され、豊かな森林が残されています。その周辺には平地林や広大な農地が混在して広がり、優れた自然景観を形成しています。

森林やその周辺に広がる里地里山では、林業、畜産、稻作、畑作が営まれ、多様な生態系が形成されるとともに、自然資源の供給や良好な景観、文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たしています。

しかし、農林業従事者の高齢化や担い手不足などにより、林地の荒廃や耕作放棄地が増加し、野生鳥獣による農作物の被害が増えています。

自然から受ける恩恵を将来に受け継いでいくためには、人と自然の共生を目指し、本町の貴重な財産である森林や里地里山を適正に保全・活用する必要があります。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「耕作放棄地など農地の荒廃が進んでいる」と感じている割合は 68.2%、「森林の減少や荒廃が進んでいる」が 66.4%、「イノシシやサルなどの有害鳥獣の被害がある」が 64.2%と、多くの町民が森林・里地里山の荒廃が進んでいると感じています。

また、環境を守るための行政への要望としては、「森林の保全と活用」が 30.9%、「有害鳥獣対策の推進」が 29.5%、「秩序ある土地利用の推進と自然環境の保全」が 22.9%、「農地の保全と活用」が 22.3%でした。

③ 課 題

- ・ 多面的機能を有する森林の保全・整備
- ・ 林業生産活動の維持
- ・ 里山の保全と管理
- ・ 農地の保全、ため池、用水路等の適正管理
- ・ 耕作放棄地の解消
- ・ 野生鳥獣による被害防止
- ・ 良好的な自然景観の保全と活用
- ・ 歴史的・文化的な景観の保全

(2) 生物多様性

① 現 状

本町は、北西部の那須連山から東部の伊王野・稻沢一帯まで、その標高差は約1,700mと非常に大きく、八溝山系の影響もあり、起伏の多い複雑な地形をしています。このため、山岳地帯やその裾野に広がる森林、里地里山、余笠川をはじめとする清流や湿地など多様な自然環境に恵まれています。

那須御用邸用地の一部が整備された「那須平成の森」は、近年まで人がほとんど立ち入ることがなく、豊かな自然環境が残されています。また、小深堀をはじめとする那須山麓湿地群は、希少種、固有種が生息・生育している場所として、「日本の重要湿地500」にも選定されています。

これら豊かな森林や水辺環境には多様な生態系が形成され、希少種をはじめ様々な野生動植物が生息・生育しています。

平成14年度から平成18年度にかけて実施した自然(動植物)調査の報告書(那須町教育委員会)によると、昆虫で19種、植物で54種の希少動植物が確認されています。

こうした本町の豊かな自然に親しみ、保全意識を高める取り組みとして、稚魚放流や川体験教室、自然観察教室などの環境学習を実施しています。

一方で、土地の開発や林地の荒廃、耕作放棄地の増加などによる野生動植物の生息・生育環境も変化しており、近年、イノシシやサル、クマなどが人里に出没し、農作物などに被害を及ぼしています。また、ハクビシンやブラックバスなどの外来動物の生息や、オオハンゴンソウなどの外来植物の生育が町内でも確認されており、地域固有動植物の生態系を脅かしています。

私たちの生活は自然界から多くの恩恵を受けて成り立っていることから、多様な動植物の生息・生育環境を守るために、地域の特性を考慮しながら、こうした貴重な生態系を保全していく必要があります。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「イノシシやサルなどの有害鳥獣の被害がある」と感じている割合は64.2%、「オオハンゴンソウなどの外来種が増えている」は52.8%でした。農作物などに被害を及ぼすとともに、地域固有動植物の生態系にも影響を与える有害鳥獣への対策が望まれています。

また、環境学習への参加意欲については、「ぜひ参加したい」「機会があれば参加したい」を合わせると45.7%となっています。

③ 課 題

- ・ 多様な生態系の維持
- ・ 野生動植物の生息・生育場所の保全
- ・ 希少動植物種の保護
- ・ 特定外来生物の防除
- ・ 環境保全活動の推進と人材の育成

【那須町の天然記念物・名勝】

◆国指定名勝

名称	指定年月日	所在地
おくのほそ道の風景地 殺生石	平成 26 年 3 月 18 日	湯本
おくのほそ道の風景地 遊行柳（清水流るゝの柳）	平成 27 年 3 月 10 日	芦野 2530

◆栃木県指定天然記念物

名称	指定年月日	所在地
那須町のこうやまき	昭和 32 年 6 月 30 日	芦野 1039
八幡のミネザクラ	昭和 41 年 8 月 23 日	湯本（八幡崎県有地）
伊王野城址の樹林	昭和 51 年 6 月 11 日	伊王野 1970 他

◆那須町指定天然記念物、名勝

名称	指定年月日	所在地
温泉神社境内の杉並木	昭和 35 年 10 月 15 日	伊王野 1443
湯本温泉源	昭和 35 年 10 月 15 日	湯本 181
那須の五葉松	昭和 47 年 7 月 15 日	湯本 182
落合の海棲動物化石層	昭和 47 年 7 月 15 日	沼野井 9 (河川敷)
伊王野温泉神社の大杉	平成 2 年 3 月 1 日	伊王野 1443
上ノ宮の「イチョウ」	平成 2 年 3 月 1 日	芦野 2538
揚源寺の「アスナロウ」	平成 2 年 3 月 1 日	芦野 2901
堂の下の岩観音	平成 2 年 3 月 1 日	芦野 383
小深堀の植物群	平成 26 年 11 月 18 日	高久丙 1942-1 の一部 他



堂の下の岩観音



おくのほそ道の風景地 殺生石

2 生活環境

(1) 公害

① 現状

大気環境では、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素が要因で発生する光化学オキシダント^{※2}の問題があります。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成率が低く、広範囲に汚染物質が移動する広域的な大気汚染の原因となります。このため自動車や工場などの排出ガスの抑制対策を今後も継続する必要があります。加えて、近年大気汚染の大きな原因として取り上げられている微小粒子状物質（PM2.5）も広域的な問題であることから、栃木県と連携を図り微小粒子状物質（PM2.5）の監視や住民への周知を行っていきます。

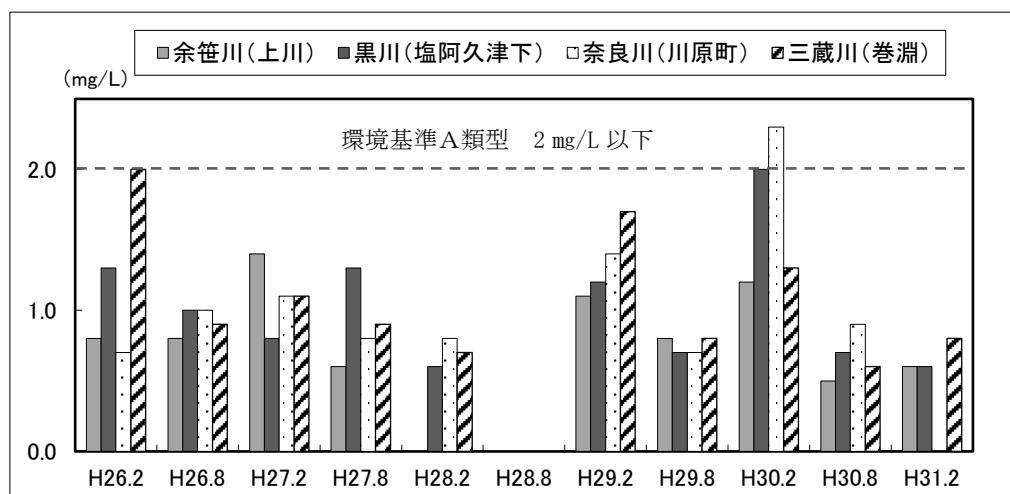
水環境では、定期的に河川の水質調査を行っており、その結果を見ると、水の汚れを示す生物化学的酸素要求量（BOD）は、一部の河川で汚濁が見られる時があるものの、概ね環境基準を達成しています。近年、水質悪化の主要因は生活排水となっているため、事業所の規制基準遵守及び家畜排せつ物の適正処理の指導に加え、生活排水の適正処理を推進する必要があります。

土壤環境では、町内で大きな土壤汚染は発生していませんが、汚染除去には長い時間がかかるため、汚染の監視と未然防止対策を継続する必要があります。

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚や生活環境に左右される感覚公害といわれ、規制基準以下でも不快に感じことがあります。事業活動だけでなく、私たちの日常生活においても周辺の生活環境への配慮が必要とされています。

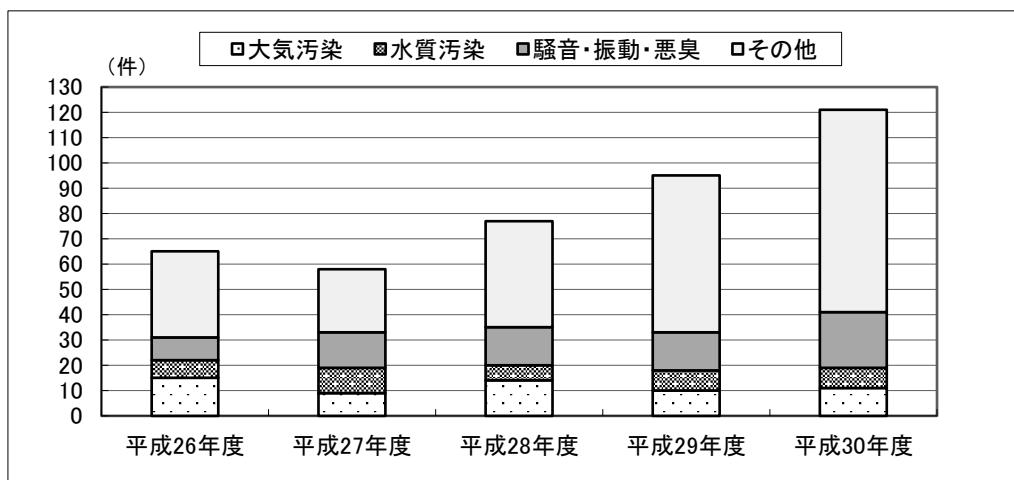
※2 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、酸性化物質の総称。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、夏季に多く発生し、眼や喉などの粘膜を刺激することがある。

【主な河川の水質（BOD）の推移】



資料：環境課

【公害苦情処理状況】



資料：那須町統計書

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「河川の水質や水辺の環境が悪化している」と感じている割合は 36.2%、「事業所、工場、牧場などからの臭いが気になる」は 34.6% でした。環境を守るための行政への要望としては、「大気、水質、騒音、悪臭などの公害対策の推進」が 18.4% でした。

「空き地の雑草や樹木が適正に管理されていない」と感じている割合が 62.1%、「空き家が適正に管理されていない」と感じる割合が 61.4% であり、近隣の生活環境の保全が求められています。

また、行政への要望としては、「公共交通機関の利便性の確保」が 31.8% であり、道路交通対策の推進を望む声が最も多くなっています。

③ 課題

- 自動車や工場などの排出ガスによる大気環境への影響
- 光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) の影響
- 生活排水等による河川の水質汚濁
- 土壤汚染・地下水汚染の未然防止
- 下水道等の生活排水処理施設の普及向上と適正管理
- 事業所等からの騒音・振動・悪臭の監視
- 空き地・空き家の適正管理
- 道路交通対策の推進

(2) 廃棄物

① 現 状

本町では、収集計画に沿って収集されたごみは、中継施設であるクリーンステーション那須に搬入後、広域クリーンセンター大田原に搬出し、処理しています。

私たちの日常生活や事業活動から発生する一般廃棄物の排出状況を見ると、平成30年度の総排出量は10,640トンで、その約8割を燃えるごみが占めています。ごみを焼却することで燃料を消費し、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を排出するなど、地球環境にも大きな影響を及ぼします。環境への負荷を低減するため廃棄物の発生抑制と3R^{※3}（リデュース・リユース・リサイクル）などの再生利用の促進が大きな課題となっています。

本町では、レジ袋の削減や生ごみ処理機器の導入促進、分別収集などの取り組みに加え、平成25年度からごみ袋の有料化制度を導入するとともに、分別品目に容器包装プラスチックを追加して分別収集を実施しており、近年、一般廃棄物の総排出量は、減少傾向を示しています。

本町における平成30年度の1人1日当たりのごみ排出量を見ると、家庭系ごみの排出量は520gですが、事業系ごみの排出量が多いため、家庭系と事業系を合わせた1人1日当たりのごみ排出量は1,151gで、栃木県平均921gよりも多い状況にあります。また、再生利用率については、栃木県平均16.4%に対し、本町は13.8%と低い状況にあることから、今後も、町民や事業者、滞在者と協力し、ごみの減量化、資源化に向けた対策をより強化する必要があります。

一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄の問題があります。本町では、不法投棄防止のためのパトロールの実施や町民との協働による環境美化町民運動を実施し、地域の環境美化に努めています。廃棄物の不法投棄は、景観を損なうだけでなく、環境への影響も懸念されることから、町民、事業者等のマナーの向上や、意識啓発を図りながら廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

また、事業活動により発生する産業廃棄物の不適正な処理は、環境負荷の増大につながります。町内には多くの産業廃棄物処理施設が設置されており、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。ごみの不法投棄防止と合わせ、産業廃棄物の適正処理を徹底するとともに、その発生抑制と資源の有効活用を図る必要があります。

※3 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称。物を大切に使いごみを減らす（リデュース）、使える物は繰り返し使う（リユース）、ごみを資源として再び利用する（リサイクル）ことにより、限りある資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進する。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「不法投棄やポイ捨てが増えている」と感じている割合は 63.8%、「家庭や事業所などからのごみ問題が気になる」が 37.7%、「ごみなどの廃棄物の野外焼却（野焼き）が気になる」が 28.5%でした。

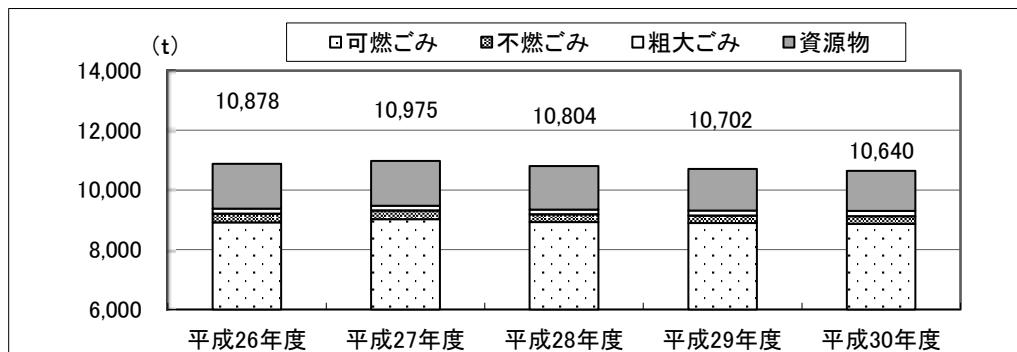
一方で、日常生活の中で環境を守るための取り組みとしては、「ごみのポイ捨て、不法投棄はしないよう心掛けている」が 97.6%、「ごみの区分に従ってごみを分別している」が 97.0%と、高い取組状況であることがわかりました。

また、事業所アンケート調査結果では、ごみの発生量が「増加傾向」の事業所が 14.7%、「横ばい」が 61.3%、「減少傾向」が 22.7%でした。

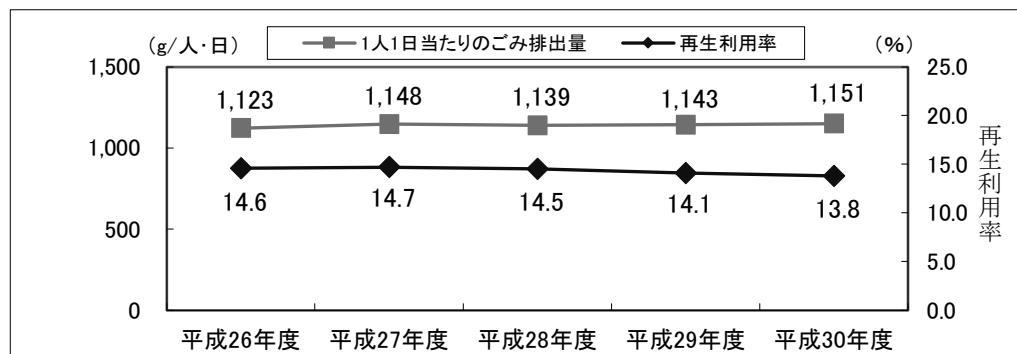
③ 課題

- ・ 廃棄物の減量化、資源化の促進
- ・ 分別の徹底、生ごみ、廃食用油などの資源活用など、再生利用の推進
- ・ 廃棄物の適正な処理
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策と意識啓発

【ごみの排出量と再生利用率の推移】



資料：一般廃棄物処理事業実態調査



資料：とちぎの廃棄物

※1人1日当たりのごみ排出量=総排出量÷人口÷365日

再生利用率=再生利用量（総資源化量）÷総排出量

(3) 放射能対策

① 現 状

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放射性物質が放出され、東北地方から関東地方にかけた広範囲の地域が放射能に汚染されるという事態が発生しました。

この発電所から約 90 km 離れた本町でも、一部の山菜や農林畜産物から基準を超える放射性物質が検出されるなど影響を受けました。

本町は、子どもの生活環境における放射線量の低減を最優先として、小中学校や保育園等の除染を先行して実施しつつ、平成 24 年 4 月に策定した那須町除染実施計画に基づき除染を計画的かつ重点的に進めてきました。平成 23 年 9 月から平成 31 年 3 月で町内 30 箇所の空間線量率は、平均すると約 73% 減少しています。

健康不安の対策として、本町では国などの関係機関と連携を図り、定期的に空間放射線量を測定するとともに食品の放射能検査を実施しています。また、甲状腺エコー検査及び尿・母乳検査費用の助成やホールボディカウンタによる人体の内部被ばく検査などにより、放射能による健康不安の払しょくに努めてきました。

また、原発事故に起因して、農業系などの指定廃棄物や除染廃棄物等の敷地内保管が長期化しており、集約に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

快適で安心して暮らせる生活環境を守っていくためには、町、町民、事業者が一体となって、この放射能問題と向き合い、放射能対策に取り組んでいく必要があります。

【除染の実施状況等】

除染実施期間	平成 23 年度から平成 28 年度
実施箇所数	9,402 箇所（内訳：学校 26、保育園・幼稚園 13、公園 33、住宅 9,205、その他 125）
除去土壌等の保管量	除去土壌 23,683 m ³ 、除染廃棄物 61,461 m ³
除去土壌等の保管箇所数	9,594 箇所

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「放射能の影響が気になる」と感じている割合は 41.8% でした。

③ 課 題

- ・ 指定廃棄物・除染廃棄物等の集約
- ・ 放射能の影響に対する町民の不安軽減

3 地球環境

(1) 地球温暖化

① 現 状

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。その主な要因は、人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出量の増加であるとされていますが、頻発する大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で起きており、地球温暖化による気候変動は、世界で深刻な環境問題の一つとなっています。

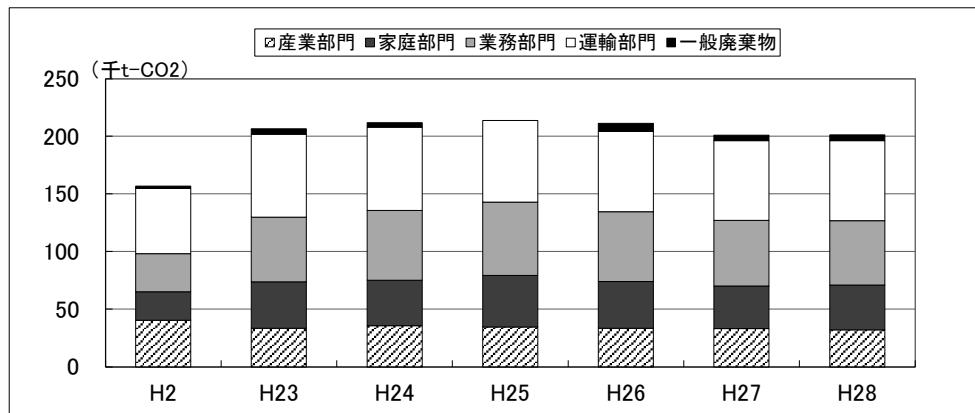
平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴール及び 169 のターゲットを提示していますが、この中には、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境の課題に関するゴールが数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れであると言えます。

国際的な気候変動への対応として平成 27 年（2015 年）12 月に採択されたパリ協定は、途上国を含む全ての参加国と地域に、令和 2 年（2020 年）以降の温室効果ガス削減・抑制目標を定めることを求め、産業革命からの世界平均気温の上昇を 2°C 未満に保ちつつ、1.5°C に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。

国内では、平成 30 年（2018 年）12 月に気候変動適応法が施行されました。本法は、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪であることから、適応策を法的に位置づけ、関係者が一丸となって適応策を強力に推進するものです。国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割に応じて、気候変動影響による被害を防止・軽減する適応策を推進していくことが重要です。

本町においても過去 40 年間の年間平均気温は上昇傾向で推移していますが、たとえ 0~1°C 程度の気温上昇であっても、洪水や暴風雨による災害リスクや気温上昇による熱中症発生率の増加などが懸念されます。地球温暖化は、地球規模の環境問題ですが、地球で暮らす全ての人々が、この問題の緊急性・重要性を認識し、その対策のための取り組みを積み重ねていく必要があります。二酸化炭素の吸収源である森林の適正な維持管理を図るとともに、私たち一人ひとりが、ごみの削減やリサイクル、省エネルギー、エコドライブなど身近な取り組みを確実に行っていくことが求められています。

【那須町の二酸化炭素排出量（推計値）の推移】



資料：環境省（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）に基づく市区町村別部門別CO₂排出量の現況推計値）

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果では、「大雨の頻度の増加など地球温暖化の影響がある」と感じている割合が83.6%と、全20項目の質問のうち最も高い結果となりました。本町においても地球温暖化対策や気候変動への対応は、身近な課題として取り組んでいく必要があります。

一方で、町民アンケートでは、日常生活の中で環境を守る取り組みを行う上で支障となっている項目として、「環境を守るために取り組みに関する情報が不十分である」と回答した割合が21.6%、「具体的な方法がわからない」が20.9%でした。また、事業所アンケートでは、行政への要望として「事業者への環境保全に関する情報提供」が65.3%であったことから、啓発活動による町民及び事業者意識の向上が一層必要です。

③ 課題

- ・ 温室効果ガスの排出削減
- ・ 温暖化防止に対する町民意識の向上
- ・ 交通渋滞の緩和と公共交通機関や自転車の利用促進
- ・ ごみ排出量の削減
- ・ 二酸化炭素吸収源である森林の保全
- ・ 再生可能エネルギーの活用

(2) 資源・エネルギー

① 現状

私たちは、日常の生活や経済活動において、資源やエネルギーを消費しています。近年の国内のエネルギー消費の動向を見ると、製造業や農林水産業などの産業部門ではほぼ横ばいとなっていますが、家庭部門や第3次産業などの業務部門では、快適さや利便性を求めるライフスタイルの普及等を背景にエネルギー消費量が増加傾向にあります。

日本は、エネルギー資源に乏しく、その多くを輸入に頼っています。石油や石炭などの化石燃料は、消費に伴い発生する二酸化炭素が地球温暖化の要因となっているほか、その大量消費による資源の枯渇が懸念されています。

東日本大震災の発生とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故に端を発し、国内の原子力発電所が停止したことにより、火力発電の増加に伴う二酸化炭素排出量が増大するとともに、エネルギー問題が顕在化しました。地球温暖化対策としての温室効果ガス削減や資源の有効活用が必要となっており、太陽光、風力、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーへ転換が求められています。

再生可能エネルギーの活用については、平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、全国的に太陽光発電を中心に進み、本町でも太陽光発電設備が急速に増加しました。その一方で、太陽光発電については、安全性の確保や防災・景観への影響などをめぐり、地域住民と事業者との関係が悪化するなど、全国でトラブルが顕在化してきています。

本町では、令和元年5月に「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しました。本町の美しい自然環境、魅力ある景観を維持するとともに、安全安心な生活環境を保全するため、条例に基づき太陽光発電設備設置事業と自然環境との調和を図ります。

また、省エネルギーを推進するとともに、本町の特性に適した再生可能エネルギーの活用を多角的に調査・研究し、地域循環型社会の構築を推進する必要があります。

② 意識調査の結果

町民アンケート調査結果の自由意見総数405件のうち、太陽光発電設備の設置に関する意見が82件(約20%)ありました。再生可能エネルギーの必要性を感じる一方で、森林伐採を伴う太陽光発電設備の増加を懸念する意見が多く、秩序ある土地利用と自然環境の保全が求められています。

③ 課題

- ・町民、事業者、行政など各主体の省エネルギーへの取り組み推進
- ・再生可能エネルギーの活用